

## 第5章 計画の推進に向けて






### 1 計画推進にあたっての考え方

「互いに結びあい 共に支えあう まち」を理念とした第6次計画を推進することにより、大田社協では、区民の方々の地域生活課題の把握と共有、解決を念頭に置きながら、福祉サービスを提供する人も利用する人も、必要としつつ利用していない人も、社会的孤立や制度の狭間に陥っている人も含め、すべての区民があらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることをめざします。

また、そのために、区民の方々一人ひとりに伴走する意識を持ち、制度にとらわれない多面的な支援等、大田社協の強みを活かしながら、支えあいの地域づくりに向けた具体的な実践を重ねます。大田社協では、次の指標を意識しながら、計画を推進します。

なお、今後「大田区地域福祉活動計画推進委員会」を原則として年に2回開催し、地域での課題解決の事例や新たな取組・連携の事例の報告等を通じて、地域における活動・実践がどのように進められているかの共有を図ります。

【計画推進にあたっての基本目標ごとの指標】

指標名	概要	意識する活動	目標	直近値
基本目標1	民生委員児童委員が「複合的な課題を抱えている家庭への支援、課題解決が難しい」と回答する割合	予防的な対応や複合課題への対応等、「丸ごと支える支援の体制づくり」の状況を把握するための指標	大田社協の地域福祉コーディネーターが地域の課題解決に取り組みます	 15.2% (※1)
基本目標2	ボランティア活動に「参加している」「今後、参加したい」と回答する区民の割合	「つながり」や「機会」、「ひとづくり」など、「参加の場づくり」の状況を把握するための指標	おおた地域共生ボランティアセンターに関わる人・団体等を増やし、地域でのつながりを広げていきます	 65歳未満 33.5% 65歳以上 21.2% (※1)
基本目標3	地域における助けあいを「必要だと思う」と回答する区民の割合	地域の課題について一緒に考える、「支えあいの地域づくり」の状況を把握するための指標	地域のプラットフォームの取組等を、多くの地域に展開します	 82.7% (※1)
基本目標4	区民の方々からの成年後見制度の認知度	すべての人の権利が守られる、「安心の地域づくり」の状況を把握するための指標	市民後見人の育成等に取り組み、成年後見制度に関わる人・団体等の広がりを推進します	 32.6% (※2)
区民の方々からの大田社協の認知度	「互いに結びあい 共に支えあう まち」の実現に向けた、大田社協に関わる活動全般の状況を把握するための指標	活動全般の充実に加え、広報活動の媒体や方法等を工夫します	 34.6% (※1、3)	

※1：「大田区地域福祉計画実態調査（平成29年度）」

※2：「大田区政に関する世論調査（平成30年7月実施）」

※3：「名前も活動内容も知っている」と「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」を合わせた割合

## 2 大田区社会福祉協議会の取組・目標一覧

計画の推進にあたり、基本目標ごとに5年間のチャレンジ目標を設定しました。

大田社協の関連する事業を総合的かつ重層的に実施することで基本目標の実現をめざしていきます。

### <基本目標1 丸ごと支える支援の輪をつくります>

取組		実践事例	チャレンジ目標	関連する事業
1	地域へ出向き生活課題を早期に発見します	地域担当職員と地域福祉コーディネーターが連携し相談に対応します	地域担当と地域福祉コーディネーターによる相談対応件数5年間で100件増加 (平成30年度：179件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域担当制</li> <li>■地域福祉コーディネーターによる相談支援</li> <li>■民生委員児童委員活動支援</li> </ul>
2	関係機関や地域活動団体と協働して生活課題の解決に向けて包括的に取り組みます	低所得世帯等の支援に取り組みます	生活福祉資金の貸付件数80件/年 (平成30年度：74件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活福祉資金貸付事業</li> <li>■子どもの長期休暇応援プロジェクト</li> <li>■ひまわり教室（雪谷地区民生委員児童委員協議会との共催による夏休み学習支援）</li> <li>■同行援護・居宅介護事業</li> <li>■重度訪問介護事業</li> </ul>
		地域福祉コーディネーターが適切な支援につなげます	地域福祉コーディネーターの関係機関への認知度50%	

<基本目標2 思いがつながり活動が継続するよう取り組みます>

取組		実践事例	チャレンジ目標	関連する事業
3	区民の活動参加や地域活動団体等の活動継続を支援します	お互い様の気持ちでサポートします	地域の支えあいの担い手登録者倍増 (平成30年度：200名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■絆サービス（生活支援サービス）</li> <li>■ほほえみ訪問事業（見守り訪問）</li> </ul>
		共同募金の循環により地域福祉活動を支えます	地域の福祉活動に寄与する地域活動団体数を1.5倍に増加 (平成30年度：139団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車いすステーション事業</li> <li>■地域福祉活動団体支援事業</li> </ul>
		地域の中で一人ひとりが役割を担う活動を提案します	米1トプランのような誰もが気軽に地域に貢献できる新しい事業を提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■米1トプラン（使用済切手収集によるひとり親家庭の支援）</li> <li>■共同募金運動（歳末たすけあい運動）</li> </ul>
4	地域活動団体相互のつながりをつくります	地域活動団体の連携を促し支援の輪を広げます	地域とつくる支援の輪プロジェクトの全体会への参加者数を5年間で倍に増加 (平成30年度：50名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域とつくる支援の輪プロジェクト（子どもの支援団体のネットワーク構築）</li> </ul>
		日ごろのつながりを活かした災害の支援体制をつくります	災害ボランティアバンクの登録者数を50名とする (平成30年度：未登録)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害ボランティアセンターの運営</li> </ul>

<基本目標3 助けあい支えあいが実感できる地域をつくります>

取組		実践事例	チャレンジ目標	関連する事業
5	地域住民の助けあい支えあいによる予防的福祉に取り組みます	助けあいプラットフォームを立ち上げ展開します	助けあいプラットフォームを5年間で9か所以上立ち上げ (平成30年度：1か所)	■助けあいプラットフォーム事業
6	地域福祉を支える人の育成に取り組みます	福祉人材の安定した確保・定着・育成をめざします	おおた福祉カレッジの人材育成プロジェクトを年2回実施 (平成30年度：年1回)	■おおた福祉カレッジ
		地域を支える未来の福祉人材を育みます	福祉教育の推進事業を年12回以上実施 (平成30年度：年6回)	■夏体験ボランティア ■同行援護従業者研修
7	助けあい支えあいを通して、包摂型社会づくりに取り組みます	ネットワークで福祉の縁を結びます（おおたスマイルプロジェクト）	社会福祉法人のネットワークによる地域課題の解決を目的とした地域公益的な取り組みを5年間で4つ展開	■おおたスマイルプロジェクト（おおた福祉ネットの地域公益的な取組：れいんぼう） ■敬老の日祝品贈呈事業 ■見舞金贈呈事業
		高齢者等の就労支援に相談員等が親身に対応します	就労支援のために、高齢者等を企業へ紹介する紹介状の発行件数500件/年 (平成30年度：408件)	■再就職支援セミナー ■合同就職面接会 ■予約制就職面接会 ■出張就労相談 ■要介護認定調査事業

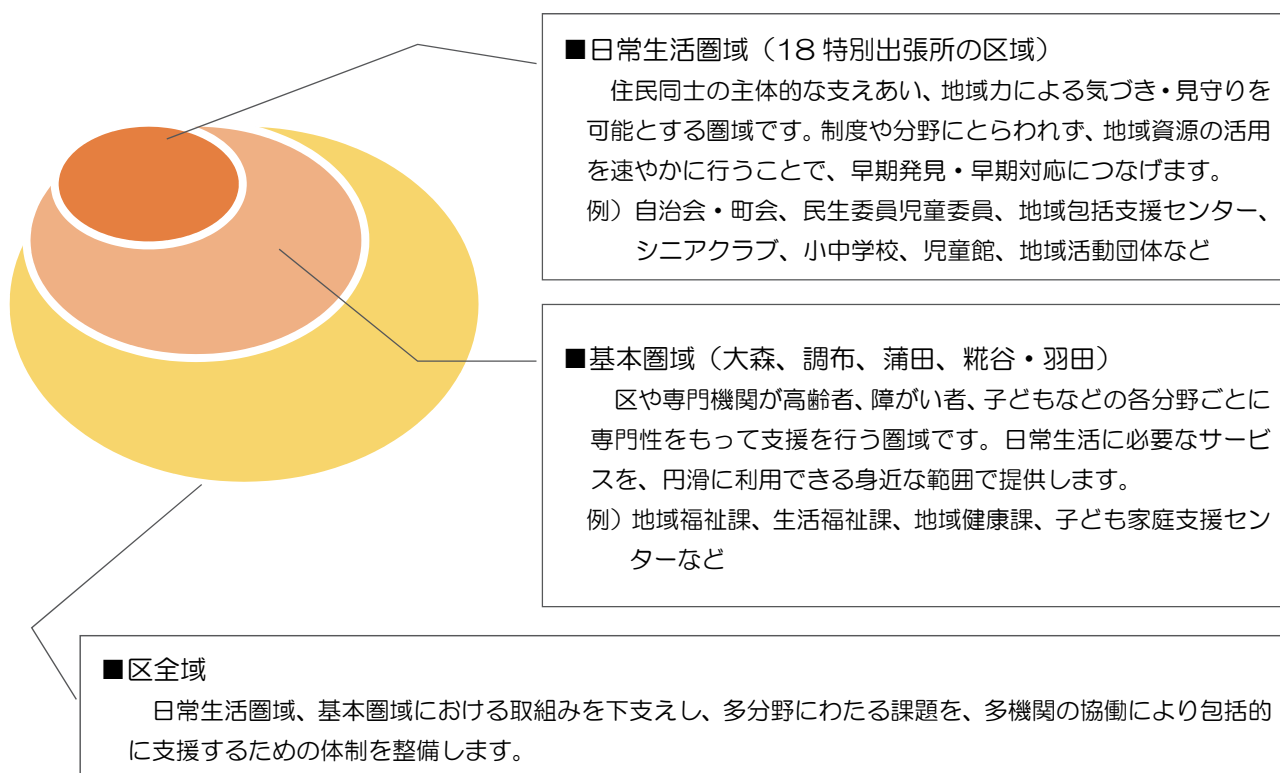
＜基本目標4 権利擁護の推進機関としての役割を果たします＞

取組		実践事例	チャレンジ目標	関連する事業
8	地域へ出向き権利擁護の早期支援につなげます	世帯丸ごと相談支援を実施します	5年後の訪問相談件数 280件/年 (平成30年度：193件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成年後見、権利擁護等に係る訪問相談。(来所者には窓口相談)</li> </ul>
		法人後見の強みを活かし困難ケースにも対応します	5年間の新規受任件数 法人後見 25件 後見監督 20件 (平成30年度：法人後見26件/後見監督7件)	
9	権利擁護の推進を強化します	親族後見人の支援に取り組みます	親族後見人個別支援 40件 (平成30年度：2件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 親族後見人交流会</li> <li>■ 親族向け成年後見講座</li> <li>■ 社会貢献型後見人養成講習(基礎講習、フォローアップ研修、後見実務実習)</li> <li>■ 社会貢献型後見人の育成における専門職との連携(社会福祉士等)</li> <li>■ 法人後見/後見監督</li> <li>■ 地域福祉権利擁護事業</li> <li>■ 支払代行サービス</li> <li>■ 証書等預かりサービス</li> <li>■ 弁護士・司法書士・公証人等への専門相談</li> <li>■ 精神障害者等家族による電話相談</li> <li>■ 遺言公正証書作成支援事業</li> <li>■ ファミリー法律相談・個別相談(弁護士)</li> <li>■ 福祉従事者向け研修</li> </ul>
		社会貢献型後見人による活動をバックアップします	5年間の社会貢献型後見人養成講習修了者数 25名 (平成30年度：7名)	
		地域連携ネットワークによる相談体制を整備します	権利擁護支援の中核機関として、専門職団体や関係機関との連携体制を構築	
10	成年後見制度の周知啓発を進め、老いじたくの相談や支援に取り組みます	自分らしい老いじたくをサポートします	成年後見制度出前講座 20件/年  老いじたく出前講座 30件/年  (平成30年度：成年後見制度15件/老いじたく6件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成年後見講演会(弁護士・司法書士)</li> <li>■ 出前講座(職員)</li> <li>■ つなが～る講座(弁護士会、社会福祉法人)</li> <li>■ 公証週間記念講演会・相談会(公証人)</li> </ul>

### 1 大田区における圏域の考え方（大田区地域福祉計画より）

大田区地域福祉計画では、地域福祉に関わる多様な主体が活動しやすい範囲と、相互の関係性についての実情を踏まえ、以下の3層の圏域をもとに、地域生活課題の発見と解決を図ることとされています。

#### 【地域・圏域の考え方】



資料：大田区地域福祉計画より転載

## 2 地域福祉を推進するコーディネーター（大田区地域福祉計画より）

地域福祉を推進するコーディネーターは、地域生活課題を抱えている方が地域のみなさんと一緒に課題解決に取り組めるよう、関係機関との連携に向けた調整を行うつなぎ役です。

また、以下の4つに掲げる人材が、それぞれの役割を適切に果たすとともに相互に補完し合いながら、地域づくりを推進していきます。

### ■区の地域福祉課地域包括ケア推進担当

分野横断型の個別支援のための総合調整と包括的支援体制を確立するためのネットワークづくりを行うことを目的に、4つの基本圏域(大森、調布、蒲田、糀谷・羽田)に配置されています。地域包括支援センターの後方支援や住民主体の地域活動の把握・育成・支援等を行うとともに、各種活動を通じて各コーディネーターをリードしていきます。

### ■大田社協の地域福祉コーディネーター

住民同士の支えあいによる地域福祉活動を進めるための、住民間や関係者をつなぐネットワークづくりと多世代の地域生活課題を解決するための地域資源の開発を進めることを目的に設置しています。地域生活課題の解決の場づくりである、助けあいプラットフォーム事業や民生委員児童委員と連携しながら専門機関等へつなげる個別支援を行っています。また、地域福祉コーディネーターとは別に、18地区をそれぞれ担当する「地域担当制」により、地域課題の収集・分析・整理を行っています。地区民生委員児童委員協議会や地域力推進地区委員会、地域行事等に参加し、把握した地域の情報や課題を地域福祉コーディネーターと共有し、課題解決に向けた地域の連携体制の構築に取り組んでいます。

### ■地域包括支援センターの見守りささえあいコーディネーター

地域と連携して、高齢者を見守り支えあう体制づくりを進めることを目的に、21か所ある地域包括支援センターに配置されています。見守りキーホルダーの登録の推進や地域の団体・企業等を見守りネットワークを構築しています。

### ■区の地域ささえあい強化推進員

地域の高齢者の自助力・互助力を強化推進することを目的に、4つの基本圏域に配置されています。フレイル予防の啓発や地域の通いの場の構築、生活支援の担い手の育成、地域の支えあいネットワークの構築を行っています。

資料：大田区地域福祉計画参照

### 3 用語解説

#### あ行

##### アウトリーチ

生活上何らかの問題を抱えながらも自ら支援を求めない、支援を拒否する、あるいは本人の意識に問題として顕在化していない方等に対して、援助者側から積極的に出向き、問題解決への動機づけを高めるように行う専門的援助のこと。

##### NPO（えぬぴーおー）

非営利活動団体。Non Profit Organization の略。自発的、継続的に社会貢献を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。

##### LGBT（えるじーびーていー）

次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉のひとつとして使われることもある。

L：女性の同性愛者（Lesbian：レスビアン）

G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）

T：こころの性とからだの性との不一致  
（Transgender：トランスジェンダー）

#### さ行

##### サテライト

災害ボランティアセンターの支所的な役割を担う場所。

##### 社会的孤立

家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。

##### 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）等を行う。

##### 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA

経済的、精神的な問題、就労についての問題等さまざまな課題を抱えた方のための無料の相談窓口。困りごとを抱える方からの相談内容を整理し、生活全般における課題には「自立相談支援」、なかなか仕事に就けないなどの課題には「就労準備支援」、離職等により住居を失うおそれのある方には「住居確保給付金」といった支援メニューに基づき、ご本人に一番適切な支援を提供する機関。

##### 制度の狭間

例えば軽度の認知症や精神障がい疑われ様々な課題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満たさないなど、既存の福祉制度等では支援が行き届かないような状況のこと。

#### た行

##### 地域包括ケアシステム

高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供するしくみ。

##### 地域力

区が定めた「大田区基本構想」において次のように定義されている言葉。「区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPO等様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくり等、多様な地域の課題を解決し、魅力あふれる地域を創造していく力。」



## 地域連携ネットワーク

地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討、支援等を専門的な観点により多角的に行うネットワーク。

## 中核機関

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域連携ネットワークを効果的に運営していくために、中心となって関係機関との連携・調整等コーディネートを担う機関のこと。

## DV（ディーブイ）

配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。Domestic Violence の略。

## な行

### ニッポン一億総活躍プラン

女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会をめざすために平成28年6月2日に閣議決定された計画。広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くする、そのような新たな経済社会システムづくりをめざすもの。

## は行

### 複合課題

例えば高齢の親と無職独身の50歳代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等、複数の領域に関する課題が重なり合っているような状況。また、福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必

要となるような課題のこと。

## 福祉教育

身の回りの人々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のため行動する力を養うことを目的として行われる教育のこと。

## プラットフォーム

基盤・基礎・土台。「みんなが乗る舞台」という意味もあり、本計画においては、「地域の福祉課題を共有・協議する場」を指す用語として用いている。

## 包摂型社会

「社会的包摂」は、貧困や失業等さまざまな事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方である。「包摂型社会」は、そのような社会的包摂の考え方が浸透し、実現される社会のことを指す。

## ま行

### 民生委員児童委員

社会奉仕の精神をもって地域社会の生活困窮者、心身障がい者（児）、高齢者、ひとり親家庭等で問題を抱えている人に対して、相談援助にあたっている人。都知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。

## や行

### 予防的福祉

申請主義に基づいて対応するのではなく、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていこうとする考え方。

## 4 大田区地域福祉活動計画推進委員会

### ＜大田区地域福祉活動計画推進委員会設置要綱＞

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大田区社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が定める地域福祉活動計画に関する規程（以下、「規程」という。）第5条に基づき設置する委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画に関する社会福祉法人大田区社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）の諮問を受けて審議を行い答申するほか、当該計画の進行管理等について、必要に応じて意見を具申する。

(委員構成等)

第3条 委員会は20名以内で構成するものとし、別表に掲げる区分の中から会長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、会長が委嘱した日から当該地域福祉活動計画期間が終了する年度の前の年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたとき、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(報酬)

第7条 規程別表2に掲げる報酬は、指定された口座への振込みにより支給することを原則とする。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認められるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(下部組織)

第9条 委員長は、委員会の議を経て、下部組織を設置することができる。

2 前項に規定する下部組織に関する事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、社協の総務課法人運営センターが処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月5日に制定し、即日施行する。

別表

	区 分
1	学識経験者
2	社協理事
3	大田区自治会連合会
4	大田区民生委員児童委員協議会
5	ボランティア・NPO団体
6	社会福祉関係団体
7	大田区職員
8	前各号のほか、会長が認める者

<委員会の構成>

令和元年 10 月現在

	選出母体	氏名	備考	
委員長	学識経験者	田島 誠一		
副委員長	大田区社会福祉協議会理事	吉野 鷹夫		
委員		樋口 幸雄		
委員	大田区民生委員児童委員協議会	平石 昭夫		
委員	社会福祉関係団体	宮澤 勇	令和元年 7 月～	
		道音 征夫	～令和元年 6 月	
川崎 洋子				
高橋 勝幸				
委員		宮田 千寿子		
委員		閑 製 久美子	令和元年 5 月～	
委員		佐々木 桃子	～平成 31 年 4 月	
委員		沼本 光史		
委員		ボランティア・NPO団体	村山 美智恵	
委員			河合 良治	
委員	社会福祉関係団体	齋藤 弘美		
委員		淵上 虎平		
委員		四ヶ所 誠一郎		
委員		春日 健太	令和元年 5 月～	
		近藤 優美	～平成 31 年 4 月	
委員		大田区	有我 孝之	令和元年 7 月～
	張間 秀成		～令和元年 6 月	

## 5 大田区地域福祉活動計画の策定過程

### <委員会における審議経過>

	開催日	検討内容
第1回	平成30年9月25日(火)	○第6次計画策定に向けたスケジュール
第2回	平成30年11月26日(月)	○第6次計画の骨子(案)について
第3回	平成31年2月27日(水)	○第6次計画構成等(案)について
第4回	令和元年5月30日(木)	○第6次計画構成等(案)について ○第6次計画第4章「計画の内容(案)」について
第5回	令和元年7月31日(水)	○第6次計画の素案について ○計画素案に対する意見募集について
第6回	令和元年9月18日(水)	○計画素案に対する意見募集結果について ○第6次計画(答申案)について

### <パブリックコメントの実施>

令和元年8月1日(木)から令和元年8月20日(火)までの期間、パブリックコメントを実施しました。



## 6 社会福祉法人大田区社会福祉協議会経営理念・経営方針等

### 経営理念

大田区社会福祉協議会は、このまちで暮らし、働き、学ぶ人々との信頼と協力に基づいて、豊かな福祉社会の実現を目指します。

### 経営方針

大田区社会福祉協議会は、公益性の高い団体として、安定した法人経営が求められているとともに、社会福祉法人としての性格上、経営の効率性を超えて必要なサービスの提供を求められることがあります。

法人として、これらの「社会的責務」を担っていくためには、次に掲げる方針に基づいた経営を進め、日々の活動を通じて地域の期待に応えられる能力を培っていきます。

#### 1. 地域社会との連携強化

- ① 地域の課題を、地域の人々と協力して解決することに努めます。
- ② 地域福祉の推進に向けて、行政等と住民の橋渡し役を務めます。

#### 2. 権利の擁護と説明責任の徹底

- ① 個人の自己決定と選択を尊重し、個人の尊厳が護られる生活の実現を支援します。
- ② 会員、寄附者、福祉サービス利用者等とのコミュニケーションを積極的かつ丁寧に行い、社会福祉法人としての説明責任を果たします。

#### 3. 提供するサービスの向上と人材の育成

- ① 地域の人々等から寄せられる評価を謙虚に受け止め、法人が提供するサービスの質の向上に努めます。
- ② 業務に従事するすべての職員の能力の向上と全人的な成長を目的として、人材の育成と訓練を行います。

#### 4. コンプライアンスと組織統治の確立

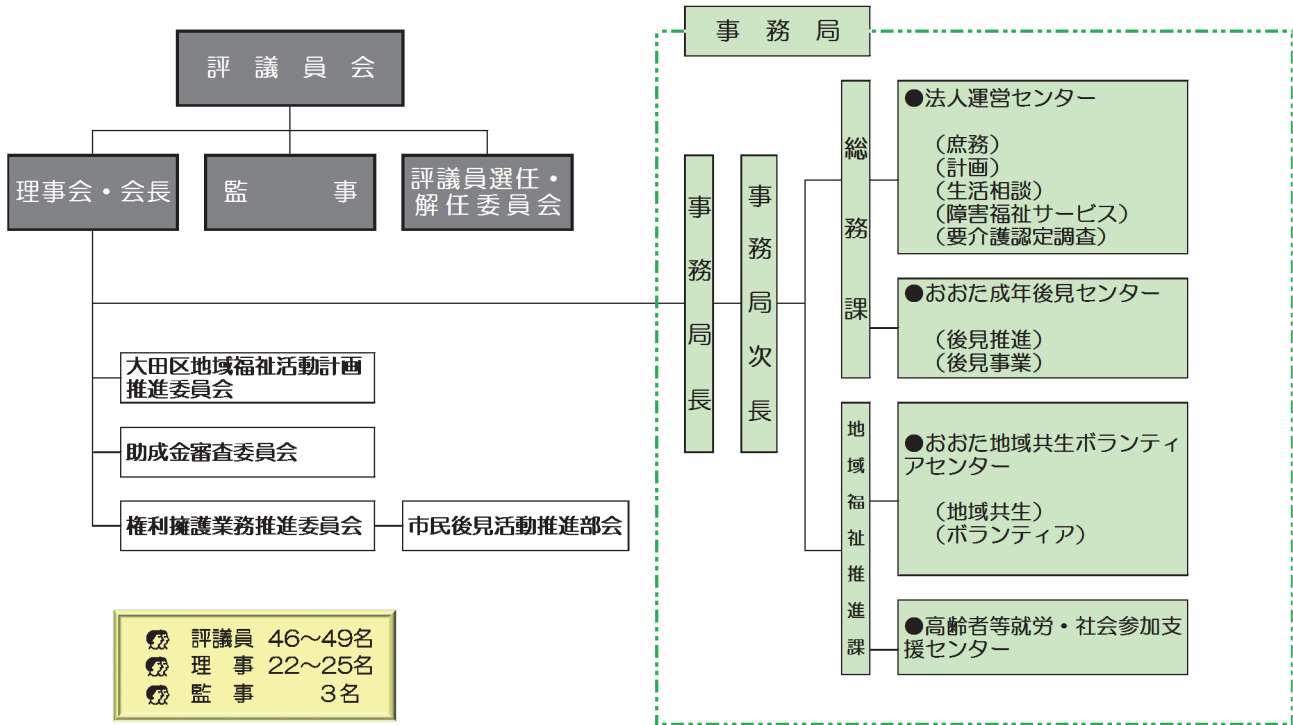
- ① 関係法令や法人としての理念、諸規程、社会的慣習等を遵守した経営に努めます。
- ② コンプライアンスを徹底し、適切な経営を可能とする体制を構築して、組織全体を統治します。

#### 5. 財務基盤の安定

- ① 適正な収益を確保し、安定的な財務基盤の確立に努めます。
- ② 経営状況や財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理に努めます。

平成 26 年 3 月 26 日制定

＜大田社会福祉協議会の組織＞



平成31年4月1日現在

**第6次大田区地域福祉活動計画〔リボン計画〕**  
**令和元（2019）年10月～令和6（2024）年3月**

発行年月：令和元（2019）年10月  
発行：社会福祉法人 大田区社会福祉協議会  
〒144-0051 東京都大田区西蒲田7丁目49番2号  
電話：03-3736-2021（代表）  
ホームページ：<https://www.ota-shakyo.jp/>